

裁 決 書

審査請求人

住 所

氏 名

処 分 庁

社会福祉課長

上記審査請求人から平成22年9月12日付けで提起のあった生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第24条第5項で準用する同条第1項の規定に基づく生活保護変更申請却下処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が平成22年8月12日付けで行った、保護変更申請却下処分については、これを取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

審査請求人（以下「請求人」という。）は、処分庁が平成22年8月12日付けで請求人に対して行った生活保護変更申請却下決定（以下「本件処分」という。）について不服があるとし、その取消しを求めて本件審査請求を提起したものである。

2 請求人の主張

審査請求書によると、請求人は次の理由から本件処分は不当であると主張する。

請求人には、精神障害があり、他人が大勢出入りするバスに乗るとパニックに陥る可能性があり通院できない。よって、タクシーによる通院について通院移送費の支給を認めない本件処分は不当である。

第2 処分庁の弁明の趣旨及び主張

1 処分庁の弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

2 処分庁の主張

請求人の整形外科での病状は、バスに乗れない状況ではなく、パニック障害でバスに乗れないとの主張は、整形外科的には歩行を阻害する要因がないとした決定に対し、審査請求に際して新たに理由を創作したものと考えられる。

よって、本件処分は適切である。

第3 審査庁の認定事実及び判断

1 認定事実

(1) 請求人は、平成22年6月25日に、[REDACTED]、[REDACTED]（正式名称は「[REDACTED]」である。）、[REDACTED]及び[REDACTED]（正式名称は「[REDACTED]」である。）へのタクシーによる通院について、通院移送費の支給を求めて「保護変更申請書（傷病届）」を処分庁に提出し、処分庁は同日これを受理した。

(2) 処分庁から提出された医療要否意見書の写しによると、請求人は、関節リュウマチ等で[REDACTED]（初診日平成20年3月31日）に、精神疾患により[REDACTED]（初診日平成22年3月1日）に通院していることが確認される。

(3) 処分庁は、平成22年8月6日、[REDACTED]を訪問し、「整形外科的にはバスに乗れない理由はない。歩行については、できる。傷病の程度からみて、タクシーを使うのは一般的に考えてどうか。」との主治医の回答を得た。同時に移送の給付の要否や通院に使用する交通機関についての意見を求める「給付要否意見書（移送）」を同医院に交付、同月9日に回答を受理した。さらに、同日、嘱託医から、「肥満で足に負担がかかるのではないか。」との意見を聴取した。

これらを受けて、処分庁は同日、請求人の病状からみてバスによる通院が可能と判断し、タクシーによる通院に対する通院移送費の支給を行

わないことを決定し、同月12日に請求人に通知した。

- (4) 処分庁は、平成22年4月16日、[]に医療可否意見書の提出を求め、平成22年5月10日に受理している。医療可否意見書には、通院の必要性についての記載はあるが、通院に使用する交通機関についての意見の記載はない。
- (5) 処分庁のケース記録によると請求人は、平成21年12月11日に[]の[]から杖をつかず普通に歩いて出て来るところを処分庁職員に目撃されている。

2 判断

通院移送費の給付決定に関する審査については、生活保護法による医療扶助運営要領について（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知）（以下、「局長通知」という。）第3の9の（3）のイに「被保護者から申請があった場合、給付可否意見書（移送）により主治医の意見を確認するとともに、その内容に関する嘱託医協議及び必要に応じて検診命令を行い、福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を適正に決定すること。」と規定されている。

さらに、通院移送費の給付対象となる交通機関の適否については、医療扶助における移送の給付決定に関する審査等について（平成20年4月4日社援保発第0404001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）

（以下、「課長通知」という。）3のイの（イ）に「一般世帯の通院手段と被保護者の病状・障害等に照らして判断することが基本となる。タクシー等の利用については、病状・障害等の状況からタクシー等を必要とする真にやむを得ない理由があるか検討を行うこと。」と規定されている。

処分庁は、[]を訪問し、整形外科にかかる意見を確認するとともに、給付可否意見書（移送）の記載を求めているが、[]については、医療可否意見書で通院医療の必要性については確認しているが、利用する交通機関の適否については判断できないものであった。通院移送費の申請があった際には、新たに給付可否意見書（移送）を発行し、主治医の意見を求めるべきであったが、行われていない。また、[]、[]については、医療可否意見書の写し等が提出されていない。複数の疾病により通院している場合については、それぞれの疾患について、局長通知・課長通知に従って病状等を把握し、総合的に通院移送費の支給及び利用する交通機関の適否を検討する必要があることは当然のことである。

処分庁は、認定事実(5)のような実態から、精神疾患についてもタクシーによる通院の必要性はないと判断したと推定されるが、主治医の意見を

確認せずにおこなった本件処分は、局長通知・課長通知に反しており、不適切であったと判断せざるを得ない。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がある。よって、行政不服審査法第40条第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

四二五九

教 示

この裁決に不服がある場合には、この裁決書が到着した日の翌日から起算して30日以内に厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした[]を被告として（訴訟において[]を代表する者は[]長となります。）決定の取消しの訴えを、あるいは大分県を被告として（訴訟において大分県を代表する者は大分県知事となります。）この裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えをすることができなくなります。）。

平成23年1月26日

審査庁

大分県知事

広瀬 勝 貞

